

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

令和5年5月23日（火）

開催日時 令和5年5月23日（火） 午後2時00分～午後4時25分

開催場所 505会議室

出席委員 青木由美子 教育長
三町章 教育長職務代理者
丸山憲子 委員
青木雅代 委員
望月克浩 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
竹中敏明 教育総務課長
後藤信章 施設更新担当課長
飯島健一 学務課長
高橋恵一 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
田野倉勇 文化スポーツ課長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
坊本朋久 指導主事
丹野洋次郎 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○青木教育長

ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○青木教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は青木委員及び私、青木

でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（10）及び議案第6号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○青木教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○青木教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

（1）令和5年度教育施策連絡協議会について、私からご報告いたします。

東京都教育委員会から、本年度は資料を提供しないとのこと、画面で視聴するのみとなりましたので、本日は、資料はございません。

今年度の教育施策連絡協議会は、4月21日からオンデマンド配信され、教育長、教育委員、小・中学校長等が視聴いたしました。

はじめに、小池都知事からは、日頃からの東京の教育の充実と、感染症対策と学びの両立に努めていただいたことに対して感謝を述べられました。気候変動やエネルギー不安など地球規模の課題が山積している現状ではあるが、子どもたちには豊かな国際感覚を身に付け将来への可能性を切り開いてほしい。また、すべての子どもたちが自らの力を最大限伸ばし発揮できるよう、支援が必要な子どもたちに寄り添って社会全体で支えていくことも大切である。力を合わせてチルドレンファーストの社会を築いていきましょう、というお話がありました。

次に、東京都教育委員会、浜教育長からは、デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症拡大など、大きな変化があり、予測困難な時代に、社会の変化に柔軟に対応し子どもたちの学びを支えていくことが大切である。東京都では、3つの柱、自らの未来を切り開く力の育成、子ども目線に立った支援の充実、教員の働き方改革等による指導の充実、この3つの柱を軸に取り組みを充実させていくとのお話がありました。また、グローバル人材育成部を新たに東京都教育委員会に設置し、英語力の強化に向けて取り組んでいくとのことでした。

次に、教育政策担当部長から、令和5年度の教育庁所管事業の予算と職員定数について、また、今年度の主な新規事業等について説明がありました。その中から小・中学校に係る事業として、主に8点お伝えします。

1、ALTなど英語のネイティブスピーカーを活用した小学校におけるイングリッシュウィークの実施。

2、中学校英語スピーキングテストの対象の拡大。

3、不登校児童・生徒の増加を踏まえ、別室指導の支援員の配置や、学校のいじめ等の対応強化のための「いじめ対応サポーター」の配置。

4、スクールサポートスタッフやエデュケーションスタッフなど外部人材の積極的活用、休日の部活動の地域連携・地域移行に引き続き取り組み、教員の働き方改革を進める。

5、小学校全ての新規採用教員に対して臨床心理士等の面談を実施し教員のメンタルサポートを充実させる。また、産休育休の代替教員について最大4か月前倒して任用可能などの教員確保策。

6、子どもたちの豊かな心を育む体験活動の充実。

7、米粉パンなど国産食材を給食に活用する食育の推進。

8、公立小・中学校の空調整備、防犯設備等、施設整備の支援などについての説明がありました。

続いて、「学校の学び方・教え方・働き方を変える」をテーマとした、2つの基調講演とパネルディスカッションが行われました。

基調講演1は、東京学芸大学教育学部教授、高橋氏による「デジタルを活用したこれからの授業モデル」という演題での講演で、これまでの一斉授業のような単線型の授業から、一人一人の子どもに合わせた複線型の授業への変化が必要であると述べられました。デジタルを活用した授業の事例として富山県の小学校と、愛知県の中学校の事例が紹介されました。さらに、デジタルを活用した授業を進めていく上で子どもに身に付けさせる資質・能力について述べられ、その中で特に情報活用能力が大切であるなどのお話がありました。

これを受けて東京都教育委員会から、ICT利活用は、「導入期」「拡大期」を経て「普及期」を迎えたこと、授業スタイルの転換、授業観・指導観の転換が必要であり、子どもたち一人一人がデジタルを活用した主体的に学習に取り組む授業を目指す必要があること、そのための授業設計を変える必要があることなどの説明があり、東京都教育委員会が新たに作成した資料「デジタルを活用したこれからの学びの提案」についての紹介がありました。

基調講演2では、公益財団法人東京学校支援機構理事長、坂東氏による「教職員の創造性と働きがい高める学校づくり」という演題での講演で、教員の時間外労働の状況の背景には、諸外国と比較して学校・教員に期待される役割の範囲が広く、近年はさらに拡大していることを指摘されました。その上で、教員にしかできないことを改めて整理し、外部人材を有効に活用しながら、チームとしての学校の力を高めていく必要があることについて述べられました。

続いて、「多様な人材を生かして学校をパワーアップ」というテーマで、パネルディスカッションが行われました。

江戸川区立船堀小学校からは、校長及びエデュケーション・アシスタントが登壇され、事務作業や児童の指導など学年付きのアシスタントとして学級担任のサポートをされている事例、東京

都立富士高等学校・附属中学校からは、統括校長及び陸上部活動指導員が登壇され、女子ハンマー投げの専門的な知識や技能のコーチングをされている事例について、それぞれ外部人材を有効に活用し、教員の業務軽減と児童・生徒への有効な指導につながっている事例についての報告がありました。

私からの報告は以上でございます。

(委員報告事項)

○青木教育長

では次に、委員報告事項を行います。

(1) 東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

委員報告事項(1) 東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会について、私からご報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

5月31日に開催予定の第67回定期総会に先立ちまして、4月28日金曜日に東京自治会館において理事会が開催されました。

1、議題等の(2)として、定期総会の開催方法及び提出議案について、審議が行われました。はじめに、開催方法についての審議が行われ、東京自治会館講堂にて、対面で開催することが承認されました。

次に、議案についての審議が行われました。議案第3号、東京都市町村教育委員会連合会会則の一部を改正する会則についての改正理由及び改正内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度事業の中止等により、多額の繰越金が生じたことから、財政の健全化を図るため、令和5年度のみの特例として、市町村の負担金割り当て方法を変更するものです。

議案第1号から議案5号まで全て承認され、第67回定期総会に提出することとされました。

○青木教育長

以上で、委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○青木教育長

次に、事務局報告事項を行います。

はじめに、(1) 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（１）新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてを報告いたします。
資料No.2をご覧ください。

令和5年4月28日に、市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられましたことに伴う5月8日以降の市の対応を決定いたしました。

はじめに、市立小・中学校については、文部科学省作成のマニュアルに準じた感染症対策を行うこととし、「小平市立学校版感染症予防ガイドライン」を廃止します。

マスクの着用については、児童・生徒や教職員に着用を求めないことを基本とします。

また、換気や手洗いを徹底し、特別な清掃や消毒は行わないこととします。

児童・生徒の出席停止については、本人が感染した場合は、基準に基づいて対応いたしますが、感染への不安等を理由とした出席停止を認める場合は、保護者等への十分な確認や相談を行った上で校長が判断することとします。

これらの対応については、学校を通じて保護者に周知しております。

次に、公共施設については、国の方針に基づき、各施設の状況に応じて、自主的な感染対策を講じることとします。

次に、市職員については、マスクの着脱は、原則、個人の判断を尊重することとします。

ただし、職場での状況は多岐にわたるため、感染防止に十分配慮することとし、状況に応じてマスクを着用することとします。

次に、感染状況等の公表については、市の公表指針を廃止いたします。

最後に、国・都の対策本部が廃止されることを受け、5月7日をもって市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止いたしました。

○青木教育長

次に、（２）教育委員会に係る請願の処理状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（２）教育委員会に係る請願の処理状況についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

市議会で採択された請願について、毎年度その処理状況を市議会へ報告することとされているため、これまで採択された教育委員会に関連する請願4件について、令和4年度末までの処理状況を市議会6月定例会に報告いたします。

No.1「公民館保育の有料化について」は、公民館で活動する自主サークルが保育を利用する場合に費用負担を求めるとした市の方針に対し、利用者に関わる事項の検討においては公民館運営審議会や利用者等の意見を踏まえること、及び利用者等への丁寧な説明を求めるものであり、有料化に係る再度の検討の結果、当面の間は有料化しないこととしております。

次に、No.2「本の宅配貸出サービスを要介護1以上の方に限定せず、様々な理由で来館が困難な方にも拡大することについて」は、請願事項である対象拡大については、令和4年度に実証実験を行い、令和5年4月1日から対象拡大するための規則改正を行いました。なお、ロッカーの設置については、引き続き検討いたします。

次に、No.3「自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することについて」は、小学校については令和6年4月の開設に向けた準備を進めており、また、中学校についても検討委員会を設置し、開設に向けた検討を進めております。

次に、No.4「市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについて」は、請願事項であるマスクの着用の有無による差別や偏見が生じないよう指導すること等は従前より行っており、また、黙食に関しては、国の基本的対処方針の変更に合わせ、小平市立学校版感染症ガイドラインの改訂などを行ってまいりました。なお、本ガイドラインは、令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に移行したことにより、都のガイドラインが廃止されたことを受け、既に廃止しております。

以上のことから、教育委員会に関連する請願4件について、No.2は着手、外3件につきましては終了と報告いたします。

○青木教育長

次に、(3) 令和5年5月1日現在の児童・生徒数について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(3) 令和5年5月1日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級の在籍児童を含めて10,360人で、前年と比べ、全体の児童数は136人の増でございます。

このうち通常の学級の在籍児童数は10,201人で、前年と比べ、133人の増でございます。また、特別支援学級の在籍児童数は159人で、前年と比べ、3人の増でございます。

次に、中学校の生徒数は、特別支援学級の在籍生徒を含めて4,324人で、前年と比べ、全体の生徒数は75人の増でございます。

このうち通常の学級の在籍生徒数は4,222人で、前年と比べ、56人の増でございます。また、特別支援学級の在籍生徒数は102人で、19人の増でございます。

○青木教育長

次に、(4) 小平市立小・中学校における令和4年度特別支援教育取組状況の調査結果について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（４）小平市立小・中学校における令和４年度特別支援教育取組状況の調査結果についてを報告いたします。資料№.５－１、５－２をご覧ください。

はじめに、本調査の目的は小平市立小・中学校における特別支援教育の取組の状況を事務局が把握するとともに、学識経験者、医師、学校・保育関係者、公募市民等で構成する小平市特別支援教育推進委員会において調査結果を踏まえた助言をいただき、取組改善を図ることでございます。

昨年度は令和５年１月１１日から令和５年１月３１日を調査期間として実施し、小学校１９校、中学校８校の全校が回答いたしました。この結果について、令和５年３月に開催した令和４年度第２回特別支援教育推進委員会において、委員の皆様よりご意見をいただきました。

詳細につきましては、高橋教育施策推進担当課長から説明させます。

○高橋教育施策推進担当課長

令和４年度特別支援教育取組状況に係る調査結果について、抜粋してご報告させていただきます。お手元の資料№.５－１、４ページをご覧ください。

項目２、学校生活支援シートについてです。（１）の通常の学級に在籍していて、特別支援教室や通級指導学級での指導を受けていない児童・生徒の作成件数は、令和３年度と比較して、減少しております。特別支援教室で指導を受けている人数が増加しているため、通常の学級に在籍する児童・生徒の学校生活支援シートの作成件数としては、増加しております。

続きまして、１２ページをご覧ください。５、読み書きに困難がある児童・生徒への支援についてでございます。（１）の人数は、ふだんの授業の様子から、担任、教員等の視点で読み書きに困難があると思われる児童・生徒の人数になります。

１３ページをご覧ください。（５）音声教材の使用上の課題について、どのような教材が利用できるか分からないとの意見が複数の学校から挙げられました。令和４年度からデジター教科書について教育委員会にて一括申請を行っており、研修会等で活用方法等を取り上げながら、利用促進を図ってまいります。

１７ページをご覧ください。１０、こげら就学支援シートの活用についてでございます。こちらは、多くの幼児等が活用している現状となっております。幼・保・小の切れ目のない支援について、引き続き取組を進めてまいります。

続きまして、２３ページをご覧ください。１５、令和４年度の特別支援教育全般に関する成果と課題について（１）成果では、小学校では、個別の案件に学校全体で関わることができた、効果的な資料の作成や組織的に支援に取り組むことができたなど、複数の学校からご意見をいただいております。中学校では、スクールカウンセラーや特別支援教室の教員と連携し、生徒への対応を充実させ、支援につなげることができた等の意見がございました。

調査の結果については、以上でございます。

続きまして、資料№.５－２をご覧ください。令和４年度小平市特別支援教育推進委員会の委員

の皆様からいただいた、学校における取組状況へのご意見の概要をまとめたものでございます。

裏面をご覧ください。特別支援教育推進委員会では、学識経験者、医師、学校・保育関係者、公募市民等で構成されております。

委員の方からは、今後の課題としまして、人的支援の充実、ユニバーサルデザイン化の推進などの課題を初め、多くのご意見をいただきました。これらの課題解決を含め、小平市特別支援教育総合教育推進計画（第二期）の前期計画に基づき、小平市の特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を学校と共に進めてまいりたいと考えております。

○青木教育長

次に、（５）小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会の設置について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（５）小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会の設置についてを報告いたします。

資料№.6をご覧ください。

先般、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」により、部活動の地域連携・地域移行について、より具体的な実現方策とスケジュールが示されました。

それに伴い、市においても、小平市立中学校の部活動の在り方、目指すべき方向などの方針を定めるにあたり、学識経験者、関係する団体、学校関係者や地域の意見を取り入れるため、検討委員会を設置いたしました。

所掌事項は、

- （１）部活動地域連携・地域移行に関する諸課題について検討すること。
- （２）上記課題の解決を図るために、具体的な方向性を検討すること。
- （３）その他必要な事項、でございます。

委員構成は、文化芸術又はスポーツに関する識見を有する者２人、文化芸術又はスポーツに係る団体の代表者２人、小平市立学校の代表者２人、小平市立学校の保護者２人、社会教育に携わる者１人の計９人を予定しております。

今後の予定としましては、７月から２か月に１回程度、計４回、検討委員会を開催し、市が目指す方向性を定める予定でございます。

○青木教育長

次に、（６）白梅学園大学との学校インターンシップに関する協定について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（6）白梅学園大学との学校インターンシップに関する協定についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

本協定は、小平市立学校において白梅学園大学の学生を実習生として受け入れ、教育現場での実践的な学びの機会を与えることにより、職務への理解を深め、教職を目指す学生の資質や意欲の向上に資するとともに、地域に所在する大学との連携により、本市の教育の充実・発展に寄与することを目的として締結するものでございます。

なお、協定書の締結日は令和5年5月30日を予定しております。

○青木教育長

次に、（7）小平市図書館協議会の提言について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項（7）小平市図書館協議会の提言についてを報告いたします。

資料No.8をご覧ください。

図書館協議会は、図書館法に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館サービスにつき館長に意見を述べる機関として設置しております。小平市の図書館協議会においては、中央図書館長からの諮問がない場合は、2年の任期ごとに自主研究の成果・意見を提言としていただいております。

今回の提言でございますが、令和3年度、令和4年度の図書館協議会の自主研究として、これまでの図書館協議会が提案してきた事項を整理しつつ、コロナ禍における利用者の要望や図書館の対応等を踏まえ、公共図書館における電子書籍の利用等について検討がなされ、本年3月に資料のとおり、中央図書館長に提出をされました。

内容でございますが、まず、3ページから6ページに、小平市の公共図書館における子どもの読書支援について、述べられております。

次に、6ページの中段から14ページにかけて、電子書籍への対応について述べられております。具体的には、1点目にデータベースとは、2点目に、公共図書館における電子書籍サービスについて、3点目に、電子書籍と教育的側面について、4点目に、公共図書館での電子資料への対応について、述べられております。

15ページ以降は、図書館職員の研修や司書専門職の配置の必要性について、述べられております。

本提言については、今後の図書館運営の参考にしてまいります。

なお、この提言は図書館ホームページに掲載する予定でございます。

○青木教育長

次に、(8)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(8)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.9のとおりでございます。

詳細につきましては、竹中教育総務課長から説明させます。

○竹中教育総務課長

本日、ご報告いたしますのは、8件でございます。うち、新規申請は1件ございまして、受付番号4、第20回ブリヂストンこどもエコ絵画コンクールイベントキャラバン ドリームアートキャラバン～きて、みて、えがこう！だいすきなしぜん～です。株式会社ブリヂストンが主催する事業で、別途開催されました絵画コンクールの入賞作品の展示と巨大アート制作、オリジナルうちわづくりを実施するものでございます。キャラバンイベントとして、全国5カ所の会場で実施するもので、小平市の会場は、Bridgestone Innovation Gallery でございます。小平市の開催期間である令和5年8月19日から9月29日までに限り、承認するものでございます。

その他の7件は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○青木教育長

次に、(9)計画策定時の市民意見公募手続における意見の把握漏れについて、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(9)計画策定時の市民意見公募手続における意見の把握漏れについてを報告いたします。

資料No.10をご覧ください。

この度、計画策定時の市民意見公募手続において、市ホームページのパブリックコメント機能でお寄せいただいた意見の把握が漏れていたことが発覚いたしました。

令和5年3月31日に、「小平市文化スポーツ推進計画」に対して市民意見公募手続により意見を提出したが、どう反映されているのかとの問合せが文化スポーツ課にあり、市ホームページのパブリックコメントの機能で提出された意見について、把握漏れが生じていることが判明いたしました。また、同課が同時期に策定した「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」についても同様に把握漏れがあったことが判明したことから、市において、過去に遡って調査した結果、教育委員会が所管する「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」と「第4次小平市子ども読書活動推進計画」を含む、5件の計画・条例において、意見の把握漏れがあったことが判明いたしました。

把握漏れとなった意見は、「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」で5件、「第4次小平市子ども読書

活動推進計画」で1件でございます。

意見の把握漏れが起こった原因でございますが、市ホームページのパブリックコメント機能には、意見が届いた際の自動配信機能がなく、マニュアルに担当課において確認するよう記載があるにもかかわらず、担当者が自動配信されるものと誤認し、確認していなかったことでございます。また、上司も、担当者に対し、意見の把握漏れがないか確認を行っておりませんでした。

把握が漏れていた意見に対する対応でございますが、提出者に対し、謝罪と説明を行います。

また、いただいた意見について、担当課で内容を確認・検討した結果、いずれも参考意見とすべきものと判断いたしました。計画策定のために設置した鈴木遺跡保存活用計画検討委員会や、図書館協議会等関係機関に本事案を報告するとともに、ご意見を伺い、確定してまいります。

最後に、小平市自治基本条例においては、参加の機会の保障を規定しておりますが、その具体的な手法である市民意見公募手続を十分に行えていなかったことにつきましては、大変重く受け止めております。

再発防止策として、今後、市ホームページのパブリックコメント機能を用いて市民意見公募手続を行うにあたっては、マニュアルの確認及び意見提出の有無についての複数の職員での確認を徹底し、今回のような事案が再度発生しないよう努めてまいります。また、市全体としても、市ホームページのパブリックコメント機能に自動配信機能を追加することやチェックリストの作成、職員研修を通じた市民参加、パブリックコメントの重要性の理解促進と操作方法の周知徹底を図る予定でございます。

○青木教育長

ここまでの事務局報告事項について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

件数が多いので、(1)から(5)小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会の設置についてまでを対象といたします。

○丸山委員

1番の新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、内容が少し分からなかったもので、教えてください。(3)の出席停止のところ、校長判断で出席停止を認める場合の留意点として、保護者と相談の上とありますが、なかなかイメージできないので、どういうことが想定されるのか、教えてください。

次に、5番の中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会の設置について、今後の予定として、4回検討委員会を開催し、最終的に令和6年3月で終了となっております。感覚的に4回では少ないのではないかと思いますので、検討委員会での検討内容を教えてください。

○青木教育長

2点ありました。新型コロナウイルスの出席停止についてと部活動の検討委員会の4回のその後についてということです。

○飯島学務課長

新型コロナウイルスの出席停止の件です。分かりづらくて申し訳ございませんでした。

出席停止については、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準がございます。感染をした場合の基本的な出席停止の他、校長が出席停止を認める場合があります。これについては、大きく2つあり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、不安があり登校を控える場合。もう1つが、医療的ケア児や基礎疾患児など児童・生徒本人が登校を控える場合。こういった場合には、校長が出席停止を認めることができることになっております。資料に記載をしてある「校長判断で出席停止を認める場合の留意点」は、そういった同居家族に高齢者がいて登校を控えたり、医療的ケア児であったりする場合の留意点であり、出席停止の期間などは、保護者と相談の上、同居家族の事情や、医療的ケア児の事情を確認して判断するとしております。

○丸山委員

すごく曖昧ですので、この校長は認めるが、他の校長は認めないというケースが結構出てくるのではないかと思います。もちろんケース・バイ・ケースもありますので、曖昧にせざるを得ないのかもしれませんが、釈然とせず、不安が残ります。

○飯島学務課長

市の対応として、様々なことをこの資料1枚にまとめておりますが、学校宛の通知には、今申し上げたことは、細かに記載をしておりますので、学校長が判断できる材料はあろうかと認識しております。

○岡崎教育指導担当部長

中学校の部活動の地域連携・地域移行に関することにつきましては、今年度の4回の検討委員会で、市の目指す方向性を定めていくという予定でございます。そのあと、関係団体との協議の上、あるいは、6年度から実施できる地域移行や地域連携がございましたら、そこは随時進めてまいりたいと考えておりますが、まずは今年度、保護者の代表の方にも入っていただいておりますので、目指す方向性について協議し、定めていきたいと考えております。

○丸山委員

初めての試みであり、いろいろなケースが想定されることから、少し不安に思い質問させていただきました。検討委員会で方向性を定め、具体的なことは、その後に進めていくと理解しました。

○青木教育長

できるところから進めていくということですね。

他、いかがでしょうか。

○青木委員

幾つか質問があります。

はじめに、1番の新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、マスクの着用に関して、原則、児童や生徒に求めないことを基本とするということで、一般的には、個人の判断を尊重することになっていると思います。先日、小学校の運動会を参観させていただきましたが、徒競走など走るときもマスクをしっかり着けている子がまだ何人かいました。これも個人の判断ということであれば、先生は何とも言えないのかもしれませんが、マスクを着用するときには、すごく指導をされたと思います。取る指導というか、外してもいいときの指導を具体的にどんな方法でされているのか。やはり、運動のときと教室にいるときは違うと思います。分かる範囲で結構ですので、具体的な指導の仕方や内容はどのようなものなのか。運動会で、まだマスクをしている子がいたことから、運動に際してのマスクの着用が心配になりました。個人の判断を尊重するというと、なかなか難しいかとは思いますが、教えてください。

次に、教育委員会に係る請願の処理状況について、2番以降は割と最近のことですが、1番だけ議決日からかなり日が経ち、報告まで時間がかかっています。決め事や相談が長引いたなど、理由を教えてください。

次に、4番の特別支援教育取組状況の調査結果について、毎年見させていただいており、各学校でかなりの回数や時間をかけて校内委員会を実施していただいていることがよく分かりますが、学校によってすごくばらつきがあります。スケジュールの調整が難しいという学校があったり、特に問題がないという学校があったり、また、会議に参加されている方々にもばらつきがあります。最後に、成果と課題、苦労していることなどをまとめられていますが、特に問題がないと言っているところは、うまくいっているところだと思いますし、難しい点を挙げているところは、それなりの問題点があると思います。うまくいっているところの例を難しいと思っているところに教えるといった工夫をすることで、会議を開きやすい状況をつくったり、相談先を共有できたりすると良いと思いました。協議できる時間が長ければ長いほどいいわけではないかもしれませんが、回数や深められる内容があったほうが良いと思います。中学校では、その子に対する指導には、教科の先生も関わってきますので、担任だけではなく、そういう方々にも周知するにはどうしたらいいかなども含め、市内の学校全体でよりよい方向にもっていけるよう工夫をしていただきたいと思いました。

委員の方からの意見の中にもありますが、教育のユニバーサル化の推進について、実施していない学校が多い項目もあるとあります。一律でのユニバーサル化として、皆さんの理解をもっと深め、進めていけるといいと思います。これは意見です。

○青木教育長

マスク着用の取るときの指導について、何か分かることがあれば。

○松田指導主事

1点目のマスクの着用に関する指導についてでございますが、熱中症予防のため、屋外、屋内問わず、運動時におけるマスクに関しては、外すことを各学校に指導しているところでございます。また、青木委員もおっしゃるように、外すための指導というところで、まずは先生方が率先してマスクを着用せずに指導にあたり、子どもに顔を見せるという取組を行っているところでございます。

続きまして、2点目の校内委員会につきましては、今年度、特別支援教育コーディネーター連絡協議会、また特別支援教育専門員連絡会等におきまして、校内委員会の在り方について、協議、情報交換の場を設け、各学校の取組事例等の共有を行い、また、小学校と中学校では、少し行い方も異なりますので、好事例等を各学校が取り入れられるように研修会等も工夫させていただければと考えております。

3点目のユニバーサルデザイン化についてでございますが、各学校にお願いしている点といたしまして、授業のねらいを明確にすること、また、黒板の前面を整理整頓すること、この2点は必ず実施するよう、事務局から各学校にお願いしたところでございます。今後も、ユニバーサルデザイン化については進めてまいります。

○季高中央公民館長

請願についてのご質問でございますが、本件につきましては、平成16年8月に受理された請願でございます。同年の9月15日の生活文教委員会において審査いただいたところでございますが、教育委員会として、当初、有料化を検討していたところですが、当面の間、有料化については行わないことを審査の際に報告し、一部負担は行っておりません。今現在、公民館としては、有料化については検討していないことから、終了と報告をさせていただくこととしたものでございます。

○青木委員

平成16年に議決した頃の報告がされていなかったということでもよろしいですか。先ほど、議決されたあとの報告は毎年されるということでしたので、この議決日のものが、今回の報告でいいのか疑問に思い質問しました。

マスクについて、やはり、これから熱中症なども心配だと思います。長い間着用し、当たり前になってきてしまっているマスクを取ることが難しい子どもたちもいるとは思いますが、それ以上に体や熱中症などの心配がありますので、先生方が率先してマスクを取るなど、子どもたちが安全に生活できるようにしていただきたいと思います。

特別支援ですが、いろいろな取組をしていただいている、どんどん浸透していくといいと思いますので、よろしく願いいたします。

○望月委員

1点目ですが、先ほど青木委員のほうからもお話がありましたが、資料No.3の1のところですか。これは、実施をしないことでの問題点はないのでしょうか。もともと費用負担を求めるということはあったが、何かしらの問題があって請願になったと思っていました。求めないことでの問題点はないということであればいいのですが、何かしらの事情があって、1回700円としていたのではないかと思います。その理由がもしお分かりになれば、あとでもいいので、教えていただきたいと思います。これが1点です。

続いて、資料No.2、新型コロナウイルス感染症の市の対応についてです。マスクの着用に関して、こちらは基本とすると書いてありましたが、この基本というのが残る理由は何かというのが1つ。もう1つは、新型コロナウイルスと、いわゆるインフルエンザ等の違いについてご教授をいただきたいと思います。

○青木教育長

まず、請願の意見で、費用負担を求めないことの理由は。

○季高中央公民館長

利用者の一部負担につきましては、平成16年の段階で、受益者負担の検討が行われている中で、1つの課題として検証されたという記録が残っております。現在もそうなのですが、サークルの皆さんがお子様をお預けになるときに、保育者の方に保育をお願いしているところです。その方たちの人件費について、一部利用者の皆さんに負担をいただけるような金額について検証した結果、1人当たり700円という数字を算出したと記録されております。しかし、今現在、子育て世代への支援は、非常に重要とされておりますし、市全体として、子育て世代への支援等を考慮する中では、一部負担をしていただくことは、サービスの逆行になろうかと考えており、このままの結論でご報告をさせていただきたいと判断したところでございます。

○青木教育長

続いて、マスクについて、「基本」と付いていることの理由について。

○松田指導主事

マスク着用を求めないことを基本とするという文言でございますが、こちらは文部科学省の衛生管理マニュアルに提示されていることから、今回の感染症対策にもそのまま載せております。

○飯島学務課長

まず、インフルエンザになくて新型コロナウイルス感染症にあるものは、国の衛生管理マニュアルです。衛生管理マニュアルに記載してある内容としては、換気など様々なことが書いてございますけども、それはインフルエンザも新型コロナウイルス感染症も同じ効果があると考えられ

ます。大きく違うところが1点、先ほどご質問もありました出席停止に関する部分です。インフルエンザであれば、ご家庭にどのような事情があろうとも、インフルエンザが不安でお休みする場合であれば、出席停止にはならず欠席となりますが、新型コロナウイルス感染症を理由に、ご家庭の事情や、児童・生徒本人の事情があり、不安でお休みをする場合は出席停止になるといった、取扱いの違いが国で示されていると認識をしております。

○望月委員

非常に難しいところということがよく分かりました。恐らく、この辺に関しては、今後、国のほうから通知があるとは思いますが、できるだけ具体的にお示しいただきたいと思います。どちらも感染症であることに変わりはありませんので、正直、何が違うのかとどこの学校でも思われると思います。ぜひとも、引き続きではありますが、情報の公開をお願いしたいと思います。

○青木教育長

このところ全国的にインフルエンザがまた増えており、すごい感染力です。そういったことも踏まえて、学校のほうでも対応しやすくというご意見だったと思います。

他、いかがでしょうか。

○三町教育長職務代理者

今の質問にも関連するのですが、新型コロナウイルス感染に関わる出席停止の扱いについて、学校には細かく伝えているとのことですが、今まで家庭内の濃厚接触者の場合は基準がありました。それについて、今回、全然触れていないので、どうなのか。学校の手立によって出席停止とする。あるいは、この場合は欠席とするという基準があるのであれば、お示しいただきたい。単に濃厚接触者がいて不安だから、でいいのか疑問です。具体的な基準に基づいて決定しなければいけないのではないかと思いますので、そういう方向性があれば教えていただきたいと思います。

次に、2点目の採択請願の処理結果についての報告に関して、委員から質問がありました。議決日が平成16年ということであれば、やはり説明の際にそれを言うていただかなければならないと思います。気づかなければそのまま通してしまいますので、事務局に対する不信感を持ちました。議決日は平成16年だが、既に終わっているということをもって今報告する。そういう説明をいただければそれで済んでしまうことです。事務局を信頼して質問しているので、ぜひそういうところはきちんと説明をお願いしたいと思います。

次に、児童・生徒数に関して、学校基本調査に出すということですので、以前に報告いただいた4月7日時点から、学級増になったといったことがあるのかないのかだけ教えてください。なければ結構です。

次に、特別支援教育取組状況の調査結果についてです。毎回の調査に感謝します。ある程度方向性が明確になった成果と課題が書かれており、評価したいと思っています。その中でやはり、先ほどもありました校内委員会について、工夫が必要だということも書かれています。教えてい

ただきたいのですが、小学校と中学校で明らかに運営の仕方の違いが見えてきます。中学校の年間開催日数が大変多い。これは週に1回、授業の中のひとコマを校内委員会として位置づけているのではないかと推測しますが、小学校はそうではない。年間でもっと少ない。校種によって校内委員会の開き方が違っており、その違いによって、スケジュール調整などが課題として出てくるのではないかと推測していますので、そこをどう把握されているのか、教えていただきたいと思います。それが1点目です。

次に、学校生活支援シートと個別指導計画についてです。小平市の場合は、普通の言い方と違うので分かりにくいのですが、いわゆる個別の支援計画と指導計画は、明らかに違うはずなのですが、同じものがある、重複しているといった記述がありました。こういう意見を事務局としてはどう受け止めているのか。事務局で分かっているのか気になったので、個別指導計画との違いを明確にして、どのように指導されているのか説明をお願いしたいと思います。

次に、ユニバーサル化の推進についてのところで、例えば、10ページ、⑤時間の構造化のところで、授業の流れの中で「今」の活動を示すというのは、小学校17校、中学校4校となっています。その3つ下の授業のめあてや流れの提示については、小学校全校、中学校全校となっています。このデータだけを見ると、すごくしっかりやっていると思うのですが、実際には、先生による違いというのも歴然とあるわけです。授業を見せていただくと、やっていない先生もいます。ホワイトボードに書かれていても、1番の授業の流れの中で「今」の活動を示す先生もいれば、示さない先生もいる。この統計は、学校として書いているので、実態にそぐわないのではないかと気がしています。分かっている者を見ると、疑問に感じますので、統計の扱いについての事務局としての評価は重要になってくると思うのです。事務局として、この数字を見て、単に、全校でやっていたという見方ではまずいのではないかと思います。学校ではそういう評価をしているものの、事務局としての評価はしっかりしていただきたいと思います。

次に、19ページの副籍に関するところで、(2)の直接交流の実施人数として、小学校19人、中学校6人となっています。直接交流ですので、何らかで学校に来てということだと思います。いいことだと思いますので、どのように取り組まれているのか、ぜひ、教えていただきたいと思います。

最後に、委員からの意見について、事務局としてどう評価しているのか。特に、2つ目の、通常の学級の中で個人の学習や学校生活を充実したものにしていくために、学校生活支援シートを作成し、どの部分を教員が担い、教員だけではできない部分をどのように個別に支援していくかの役割を明確にしながら、学校において共通認識していく必要がある。教員だけではできない支援に対して、どのような専門性を持った外部人材を提供していけるのか、仕組みや流れをおさえて提供していく必要がある。私もそう思います。ここでいう学校生活支援シートとは、子どもの状況に応じた短いスパンでの計画、いわゆる指導計画だと思いますが、そういうものをベースにしながら進めていく。そのために、専門性を持った外部人材が関わっていくというようなことをおっしゃっているのではないかとと思うのですが、これをどう事務局として受け止め、また、学校

にどのように指導をしていこうとしているのか教えていただきたいと思います。

部活動については、結構です。

○飯島学務課長

最初に、新型コロナウイルス感染症についてです。まず、濃厚接触という文言は、なくなりましたので、ご家族が感染をただけであれば、児童・生徒は学校に来てよいとなっております。その上で、お休みをしたときに出席停止となる場合というのが、実際に児童・生徒が感染したときと、先ほど申し上げました校長が認めるときということで、同居家族などに疾患があって登校を控える場合と、医療的ケア児などで、本人が予防のために登校を控える場合の2つの場合は、学校長が出席停止としてよいと国のマニュアルに示されております。この基準を基に各学校で、お休みをした場合には、出席停止か欠席かということを判断していただいている状況でございます。

○三町教育長職務代理者

濃厚接触者に対しての扱いはなくなったため、登校して良いが、本人は発熱していないものの、家族として、もしうちの子にうつっていて、そのまま学校に行ったら困ると考えて出席をさせないというケースもあり得ると思います。大学では教員向けのマニュアルの中にそういうものも出ているのです。大学の場合、その間健康観察カードを出しておけば、出席停止として認めるという基準が明確にあるのです。しかし、今のお話を聞くと、結局、校長だとされていて、よく分からない。基本的には来ていいし、欠席でもいいのですね。そういう微妙なところでの扱いはどうなのですか。

○飯島学務課長

少し説明が不足しておりまして、すみませんでした。保護者の方が、自分の子が感染しているかもしれない、他の子に移したら申し訳ないということで学校をお休みすることはあろうかと思いますが、その場合には、欠席扱いになります。何度も繰り返しになって申し訳ないのですけれども、文部科学省のマニュアルの中では、同居家族に疾患があるとか、医療的ケア児など、限定的な場合に出席停止とする扱いになっており、その他の場合については示されておられませんので、そういった場合には、基本的には欠席になってしまうと考えております。

○三町教育長職務代理者

その件については、小・中学校の場合は、そうするというところで理解しました。

○飯島学務課長

児童・生徒数、学級数の関連でございます。

まず、4月7日と今回お示しさせていただいています5月1日で、通常学級、特別支援学級の

学級数といたしましては、小学校も中学校も増減なしでございます。児童・生徒数では、小学校が4月7日から14人の増、中学校が12人の増となっております。特別支援学級の児童・生徒については、増減なしでございます。4月7日から1カ月弱でございますが、児童・生徒の人数としては、少し増えているという状況となっております。

○松田指導主事

三町委員からのご質問、全てで5点というところよろしいでしょうか。

1点目の校内委員会についてですが、小学校では、放課後に行うことが多くございます。中学校は、1週間の時間割の中に、校内委員会を位置づけておりますので、1週間に一度のペースで行っております。小学校は、月に2回行う学校が多いと認識しております。

2点目の学校生活支援シートと個別指導計画についてでございますが、こちらは最後のご質問とも関連しますが、学校生活支援シートは、国でいう個別の教育支援計画でございます。こちらは、本人や保護者の希望を踏まえまして、長期的な基本計画として策定するものでございます。学校生活支援シートを作成した上で、具体的に何を指導していくのかという短期的な実行計画としてあるのが個別の指導計画でございます。教員の認識によって重複する部分はもちろんありますが、目的が違いますので、昨年度、事務局で法的根拠や、作成の手順、作成のポイントをフローチャート等で示す手引きを作成しました。今年度、活用を図っていきたくて考えております。学校で指導にあたる先生方に見ていただきまして、こういう資料だったら先生方に指導はしやすいですというところでご意見いただいておりますので、今年度も改訂を視野に入れております。

3点目のユニバーサルデザインでございますが、おっしゃるとおり、全てのクラスで、必ず毎時間やっているかというところ、そうではないと思っております。指導主事をはじめ、指導課の学校訪問等を通して、指導・助言を行うとともに、管理職、校長、副校長のヒアリング等におきましても、事務局としてその都度お話ししていきたいと考えております。

4点目の副籍交流の直接交流の具体例でございますが、1つは学校行事を通しての交流があるかと思えます。昨年度は、運動会等で肢体不自由のお子さんが該当の学年の中で、最後に短距離走に参加して一緒に走ったり、学芸会などの文化的行事、小学校で行う学期末の学級活動や学年活動、お楽しみ会などに呼んだりといった直接交流をしていると報告を受けております。

5点目でございますが、こちらのご意見等につきましては、忌憚のないご意見いただいておりますので、学校生活支援シートのどの部分を教員が担い、学校がどう担うかをはっきりしていくこと。そして外部というところで、学校生活支援シートにきちんと明記されているかどうかと、その子どもに対してどのような指導をするかを個別指導計画に明記して、活用を進めていくというところでございますので、今後も学校生活支援シート、また個別の指導計画については、1つの課題として、事務局として作成を推進していきたいと考えております。

○三町教育長職務代理者

データの説明について、子どもたちが増えているということは理解しました。

特別支援教育に関しては、本当に長い期間かけて先生方も学びながらやっているところだと思います。いろいろな要望を受けながら取り組むのは、本当に大変だと思います。その中で着実に進められていると感じています。やはり、個別の教育支援計画作成につながる、こげら就学支援シートを作れるような幼児期からの関わりが一番重要なのではないかと考えています。この間見た文部科学省の統計では、いわゆる軽度発達障がいと思われる児童・生徒数が非常に大きい数字で驚いたのですが、小学校が9%、中学校が6%ぐらいで、高等学校だと下がる。つまり、発達の中で、ゆっくりかもしれませんが、ある程度課題を克服できる状況になっているということであれば、やはり初期の段階で早く見だし、または親御さんと理解・協力し合いながら、子どものケアをしていく、あるいは教育をしていくことが大事だと思いますので、特にこげら就学支援シートのほうは、積極的に働きかけていただきたいと思っています。

○青木教育長

国も都も個別の教育支援計画が学校生活支援シートに変わったという認識でいいのですか。

○松田指導主事

東京都では、学校生活支援シートです。

○青木教育長

国ではどうですか。

○松田指導主事

確認させていただきます。

○青木教育長

他、いかがでしょうか。

それでは、(6)から(9)までの報告事項について、いかがでしょうか。

○丸山委員

6番の白梅学園大学との学校インターンシップに関する協定について、大学生が市内の小中学校、中学校でインターンとして子どもに接してくれるのは、本当にいいことだと思います。実際の内容等は、市と学校との合意で決めることと書いてありますが、もう少し具体的なこととして、1年間通してなのか、市内のどれぐらいの学校でインターンをするのかといったところをお聞きします。また、参考までに、市内の他の大学や周辺の大学で、既にインターンシップをやっているところがあれば、どういう感じなのか、教えてください。

続いて、7番の図書館協議会の提言についてです。図書館協議会の方の熱意というか、市の図書館をいかによくしていくのかという熱い思いがここに表れていて、うれしく思います。これは、

どういふところで目にする事ができるのでしょうか。これは意見ですが、市民の方が見るのであれば、旧字や、私も初めて見るような漢字、熟語などもあるので、もう少し分かりやすいよう、精査していただければ良いと思います。

最後に、後援名義についてです。5番について、平和と未来のひろば・小平実行委員会の方が申請されていますが、事業名が同じ平和と未来のひろば・小平となっているので、例えば講演会なのか、ワークショップなのか、具体的にどういふ活動なのかを教えてください。

○青木教育長

白梅学園大学との連携の具体的な内容と、他の大学との連携について。

○岡崎教育指導担当部長

白梅学園大学とのことについてですが、教員を目指す学生に対して、教育実習までの早い段階で、具体的には、1年生の後期課程を予定されているそうですが、その段階で学校現場を経験させることで、よりよい進路の選択や、より意欲を高めることにつなげたい、そのような内容のインターンシップになっております。他の大学との連携も行っておりまして、例えば津田塾大学では、英語のボランティアや、その他学校のボランティアに学生が多く入ってくださっています。

○吉田指導課長補佐

補足になりますが、東京学芸大学と武蔵野大学とは、今回の白梅学園大学と同様のインターンシップ協定を結んでおります。

○丸山委員

東京学芸大学、武蔵野大学は、年間に何名くらいインターンシップをされているのでしょうか。

○吉田指導課長補佐

正確な数字が今、手元にないので、詳しいお話はできないのですが、武蔵野大学は、毎年、年度末頃にインターンシップを行った学生の成果発表を行っており、昨年度は二人が成果発表を行っております。

○丸山委員

それは、今回のような協定を結んでいるということでもいいですか。

○吉田指導課長補佐

白梅学園大学との協定でしょうか。

○丸山委員

東京学芸大学と武蔵野大学に関してです。

○青木教育長

白梅学園大学以外の大学についても、同じような協定を結んでいるのかということです。

○吉田指導課長補佐

同様に、学校現場に教育実習とは別の機会で学生が入るということで、武蔵野大学も東京学芸大学も協定を結んでいます。

○丸山委員

きちんと協定書としてここに書かれているように、個人情報保護、守秘義務やサービス規程を守るといったことがありますので、事務局で人数等を把握していなければならないと思います。例えば7条の活動の成果等の公表等で、実習生が大学において活動の成果を発表する際に、その内容につき、あらかじめ乙の承認を得なければならないと書いてあります。武蔵野大学は成果を発表しているということですし、東京学芸大学とも同様の協定を結んでいるのならば、そういうことをきちんと把握しておくべきです。

○三町教育長職務代理者

私の古い記憶ですが、20数年前に東京学芸大学と小平市、小金井市、国分寺市で連携をするという協議会を設置し、そこで学生が入ってくるような形をつくったと思います。その時に、こういう協定書を作ったかどうかは、記憶がありません。それから、武蔵野大学の協定書は、定例会で事務局から報告された記憶がないので、文書でやりとりをしているのかどうか、やや疑問です。津田塾大学は、あくまでも大学教授が個人的に小平市の学校を学習フィールドとしていた経緯で行われているのだと思います。

○青木教育長

協定の締結についてはいかがでしょうか。

○吉田指導課長補佐

東京学芸大学と武蔵野大学は、協定書の取り交わしをしております。当時の教育長と向こうの学長で、書面を取り交わし協定を締結したということでございます。

○青木教育長

丸山委員のご指摘のように、協定書の内容に則って、今後、教育委員会が人数や内容等について把握するべきではないかということについて、いかがでしょうか。

○吉田指導課長補佐

詳細について、把握してまいりたいと存じます。

○利光中央図書館長

図書館協議会の提言でございますが、図書館ホームページで公開する予定でございます。今回の提言でございますが、かなり独特な文調で書かれている箇所もございます。市民参加の1つである協議会ですので、誤字脱字や、明らかに固有名詞を間違えているといった、事実と違うところについては、修正をお願いすることがありますが、基本的には原文を尊重しているところでございます。

○青木教育長

次に、後援名義について。

○竹中教育総務課長

平和と未来のひろばの具体的な内容でございますが、資料に詳細を書いておらず、申し訳ありません。ギャラリー及びホールを使用し、ギャラリーにて戦争体験や戦争の歴史などとしっかりと向き合っていけるものを展示して過去を振り返り、人々に考えていただく。また、体験ということで、ブックトークと体験者の証言、映画の視聴などで、平和と未来について考えていただくという内容でございます。

○丸山委員

分かりました。やはり事業名として、タイトルのようなものがあって分かりやすいと思います。

○竹中教育総務課長

今のご意見を受け、説明のところで工夫してまいります。

○三町教育長職務代理者

1つは図書館協議会の提言についてです。冒頭の説明で、諮問した場合には答申していただくが、今回は諮問しなかったので、意見を述べる機会として、こういう提言をいただいているということでした。以前も提言が出されていたと記憶していますが、ここ何年も図書館協議会に対して諮問する内容がなかったということでしょうか。再度確認ですが、あくまでも事務局から検討を依頼したのではなく、思っていることを書いてもらったという理解でいいのか。

次に、市民意見公募手続の把握漏れに関して、ヒューマンエラーということですので、せっかく意見を出されたのに、それがなかったことになり、本当に申し訳ないと、きっと担当も、かなり深く反省されているのだと思います。資料を見ますと、教育委員会関係抜粋となっておりますの

で、市全体でかなり多かったのででしょうか。市長部局でも、いろいろなパブリックコメントをやっているはずですので、教育委員会だけで2件だということではないと思いますが、どうだったのか。

○青木教育長

では、まず、図書館の提言のほうについて。

○利光中央図書館長

図書館協議会の提言でございますけれども、図書館法上、館長の諮問に応ずるとというのが1つの役割ですが、もう1つの役割としては、図書館のサービスについて、館長に意見を述べることもうたわれております。少なくとも10年以上、館長から諮問をしたことはなく、その時代、時代の委員の方が思っている図書館の運営上の課題などを挙げていただいております。今期の特徴としましては、この2年間、特にコロナ禍の中で、周辺市において電子関係にかなりの進展があったという情報提供を行ったこともありまして、今回、電子書籍のことが盛り込まれてございます。

市民意見公募の件につきましては、ご意見をいただいた方、関係機関、その他の関係者の方に対しまして、ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳なく思っております。今回の把握漏れでございますが、市全体としましては、小平市文化スポーツ推進計画、国史跡鈴木遺跡保存活用計画、第4次小平市子ども読書活動推進計画、（仮称）小平市環境美化の推進に関する条例、小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、全部で5つでございます。

○三町教育長職務代理者

図書館協議会の提言については分かりました。諮問が10年以上もないとなると、図書館協議会の在り方としていかがなものか。諮問とは、ある程度図書館の方向性を考えたときに行うものだと思います。それが10年以上ないということは、図書館の方向性を10年以上考えていなかったということによろしいのですね。法に基づいて置かれている図書館協議会の位置づけを分かりやすい形にしていきたいと思っております。

意見公募の把握漏れについては、今後の対応についても書かれています。やはり、ヒューマンエラーのようですが、先ほど話にあった自動配信など、物理的なものでカバーできるものは早急にやる。最終的にはヒューマンエラーでミスをするのですが、そうならないように、できる対策は早急に実施していただけるよう、ぜひ関係部署に強く言っていただきたいと思っております。

○青木教育長

最後に私からですが、意見の把握漏れについては、市民に対して、理事者として責任を痛感するとともに、本当に申し訳ないと思っております。今後、一番大事なものは、きちんと謝罪することと、再発しないことだと思いますので、我々教育委員会事務局一同、所管の事業において、気

持ちを引き締めて職務にあたってまいりたいと思っております。先ほどの議会報告も含めて、きちんとルールに則って、当たり前を当たり前にやっていくよう気を引き締めていきたいと思えます。他にございませんか。

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○青木教育長

次に、協議事項を行います。

(1) 令和5年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

協議事項(1) 令和5年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.1 2をご覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功勞のあった方に感謝状または表彰状を贈呈するものでございます。

今年度の感謝状贈呈の候補者は、校長退職者2名、社会教育委員1名、文化財保護審議会委員1名、図書館協議会委員3名、青少年委員1名、学校経営協議会委員29名、学校経営協力者13名、地域教育コーディネーター世話人4名、教育相談員2名、学校歯科医3名、学校薬剤師3名であり、延べ62名でございますが、このうち1名は文化財保護審議会委員とともに図書館協議会委員として、また1名は学校経営協議会委員とともに地域教育コーディネーター世話人としても候補者となっておりますので、計60名でございます。

なお、表彰式は、6月15日木曜日を予定しております。

○青木教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等をいただきたいと存じますが、被表彰候補者一覧は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、被表彰候補者一覧につきましてのご質問、ご意見等は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

以上で、協議事項を終了いたします。

(議案)

○青木教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第5号、令和5年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第5号、令和5年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会6月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正について、市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきまして、教育費都補助金で491万7,000円を増額いたします。

歳出につきまして、教育総務費で557万7,000円、中学校費で928万4,000円を増額いたします。

増額の理由でございますが、校内別室指導員を配置し、不登校傾向にある児童・生徒の支援を行うこと、及び令和7年度の設置に向けて検討を進めております自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置工事設計等を行うことによるものでございます。

○青木教育長

質疑に移ります。何かございますか。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○青木教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第5号、令和5年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時10分まで休憩いたします。

午後3時48分 休憩